

町会報

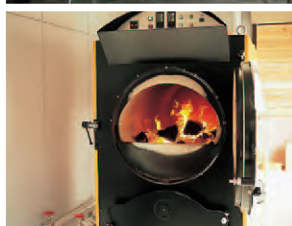
えひめ

2016

7

Vol.88

発行所／愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会
〒790-0001 松山市一番町4丁目1番地2
TEL089-941-7598(代表)
FAX089-945-1318



松野町「森の国 ぽっぽ温泉」

森の国ぽっぽ温泉はJRの駅舎にある温泉として国内でも珍しい観光地です。浴室は滑床溪谷・雪輪の滝をイメージした岩風呂や約100年前の酒樽を湯船に使った露天風呂など松野町ならではの味わいのある温泉です。

今年の3月にはリニューアルが行われ、足湯を2階から1階の入口前に移動し利便性を高めたほか、薪ボイラーを設置し、間伐材を活用した「薪で沸かすお風呂」となり、より親しみの湧く温泉として生まれ変わりました。

Contents

法制執務研修会	2
面接試験技法研修会	2
第1回会町議会議員研修会	3
町村議会広報クリニック	3
本県の市町の基準財政需要額その他	4～5
愛媛県町村議会議長会第2回全員協議会	6
愛媛県町村監査委員協議会研修会	6
一筆／6月の行事／編集後記	7
【お知らせ】オータムジャンボ宝くじ	8



法制執務研修会を開催

各町から13人が参加

愛媛県町村会は本年度の町(市)職員研修計画に基づいて「平成28年度町(市)職員法制執務研修会」を7月26日午後1時30分から県自治会館で開催した。

この研修会は、市町の法制執務担当職員として必要な条例、規則の立案や解釈等の知識を修得し、市町の法制の整備充実に役立てることを目的に開いたもの。

講師は、県市町振興課の山本行政係長で法制執務担当職員ら13人が出席し、終始、熱心に研修が行われた。



平成28年度町(市)職員法制執務研修会

- 1 法制執務とは 1(2)法制執務の体系 1(3)立法政策・立法技術 2 法令学習の必要性
- 第1章 法令の種類と体系 1 法と法令 2 成文法の体系
- 六法とは 六法の事例
- 国と自治体の法体系 2(2)憲法 2(3)法律 2(4)政令 2(5)内閣府令・省令 2(6)条例 2(7)規則 3(1)告示 3(2)訓令・通達 3(3)要綱 3(4)公告 4 不文法
- 5 法令の内容による分類
- 第2章 法秩序の構成原理 第3章 法令の効力 第4章 条例及び規則 2(1)条例 2(2)条例事項・地方自治法上、条例で定めることとされている主な事項 2(3)条例の性格上の制定範囲の制約・条例制定権の拡大 2(4)法律と条例の関係・条例の法令違反が争われた事例・司法判断における法律と条例の関係・条例の法律適合性の判断スキーム・判断分析・法律と条例の関係を定める規定・最近のユニークな条例
- 第2章 行政活動における法的仕組み・行政活動の類型とは？ ・私人に対する行政活動の類型
- 第2章 規制行政における主要な法的仕組み 1 許可制 2 特許制との相違 3 認可制 4 届出制 5 下命制・禁止制 6 即時強制許可制度に関する規定 1 本体規定(基本規定) 2 許可の手続 3 許可の基準を法令上定める趣旨 4 許可の基準の定め方 5 許可の条件 6 許可の取消し 7 その他
- 第3章 法令用語の基礎知識
- 第1章 基本用語編 (1)「及び」「並びに」(用法) (2)「又は」「若しくは」(用法)・(用例) (3)「時」「とき」「場合」(用法)・(用例) (4)「その他」「その他の」(用法)・(用例) (5)「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」(用法) (6)「推定する」「みなす」(用法)・(用例) (7)「準用する」「例による」(用法)・(用例) (8)「者」「物」「もの」(用法) (9)「以上」「以下」「超える」「未満」(用法) (10)「取消し」「撤回」(用法) (11)「この限りでない」「妨げない」(用法)・(用例) (12)「～の規定に基づく」「～の規定による」(用法) (13)「同」(用法) (14)「指導」「勧告」「指示」(用法) (15)「閲覧」「縦覧」(用法)
- 第2章 法制執務編 (1)「改正する」「改める」(用法) (2)「加える」(用法) (3)「削る」「削除」(用法) ☆「改正する」「改める」「加える」「削る」「削除」(用例) (4)「規定」「規程」(用法)
- 第3章 立案における用語 1 漢字① ② ③ ④ 2 符号① ② ③
- 第4章 序論(おさらい) ・法制執務とは ・立法技術とは ・公務員に必須の法的な知識
- 1(1)条例(法律)の種類 1(2)新規制定条例の例 1(3)一部改正条例の例 1(4)廃止条例の例 1(5)一部改正条例とは 1(6)県法規集ではどのように掲載されているか 1(7)県法規集や法令集を使用して改正作業を行う際の留意点
- 2(1)条とは 2(2)項とは ・項に関する事項 2(3)号とは 2(4)号をさらに細分する場合 2(5)号の句点のルール 3「本文」「ただし書」 4(1)表の区分の読み方①② 4(2)条の中の表と別表 4(3)表の中で名詞を列記する場合 5 本則の規定関係 (1)法令の規定の配列 5(2)法令中に他法令を引用する場合のルール 6 附則関係 (1)附則とは 6(2)附則に規定すべき事項と順序 6(3)附則に規定すべきでない事項 6(4)施行期日に関する規定 アイウエ 6(5)「経過規定」 6(6)経過規定として規定すべき主な事項 アイ 6(7)附則が条となっているものと項となっているもの

平成28年度町(市)面接試験技法研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

近年、町(市)の職員採用試験において、人物重視の観点から、面接試験の比重が高まっている。一方、面接試験は、面接者の主観的判断が働きやすいため、面接者相互間で評価結果が異なる場合があるなど、その弱点も指摘されている。

このことから、面接試験の基礎知識、質問の技法、評価の技法を修得することにより、今後の面接試験の適切な実施に寄与することを目的とする。

2 研修日時・場所

- ・日 時 平成28年 7月22日(金)
13時00分～16時30分
- ・場 所 「愛媛県自治会館」4階 会議室
松山市一番町4丁目1番地2
電話 089-941-7598

3 研修講師

公益財団法人 日本人事試験研究センター

4 研修受講対象者

面接試験官及び面接試験担当者

本会は、本年度の「町(市)面接技法研修会」を7月22日に県自治会館で開催した。

近年、職員採用試験においては、人物重視の観点から面接試験の重要性が増していることから、面接試験の基礎知識や質問・評価の技法を習得することにより今後の面接試験の適切な実施に寄与することを目的に開催したもの。受講者は各市町から9名であった。



面接試験技法研修会を開催

愛媛県町村会

第1回議員研修会を開催

県町村議会議長会

平成28年度第1回町議会議員研修会が、7月29日(金)午後1時30分から『メルパルク松山』で、町議会議員ら約130人余が出席の下、盛大に開催された。

研修会は、まず松田監事(鬼北町議長)が開会のことばを述べたのち、原会長(上島町議長)が挨拶を述べた。
次いで研修に入り、次の2氏からの講演を聴講した後に、午後4時30分に山下副会長(愛南町議長)の閉会あいさつで終了した。

〈講演〉

○演題 「『地元の力』

地域力創造 7つの法則」

講師 食環境ジャーナリスト

金丸 弘美 先生

○演題 「日本政治の未来」

講師 読売新聞編集委員

伊藤 俊行 先生



議会広報クリニックが開かれる

上島町と内子町から9人が出席

全国町村議会議長会主催による、「議会広報クリニック」が7月12日から14日の3日間にわたり、全国町村議員会館で開催された。

このクリニックは、受講希望者が多いことから、全国を3ブロックに分けて順次、開催されたもので、3日間で101町村議会・約480人が参加。本県からは、上島町と内子町の編集委員等9人が出席した。

平成28年度町村議会広報クリニック実施要領

1 目的

議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが要請されていることにかんがみ、議会広報実務担当者を対象にした研修及び意見交換の場を設け、議会広報の発展に資することを目的とする。

2 受講者

中国、四国、九州地区の町村議会広報担当者(議員又は事務局職員)で各県町村議会議長会が推薦する者。

3 期 日

平成28年 7月14日(木) 13時30分～17時00分

4 場 所

全国町村議員会館 2階会議室(定員200名)
東京都千代田区一番町25番地 TEL 03-3264-8185

5 研修内容

議会広報クリニック

平成28年度町村議会広報クリニック日程

■ 7月14日(木)

第1分科会

○ グラフィックデザイナー 長岡 光弘 氏

第2分科会

○ エディター 吉村 潔 氏



本県の市町の基準財政需要額その他

本県の市町の平成28年度基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税決定額及び財政力指数・標準税収額等は次のとおり。

財 政 力 指 数 ・ 標 準 税 収 入 額 等

区 分 団 体 名	財 政 力 指 数				平 成 28 年 度 標 準 税 収 入 額 等
	26 年 度	27 年 度	28 年 度	3 ヶ 年 平 均 (26～28)	
松 山 市	0.727	0.745	0.759	0.744	78,689,226
今 治 市	0.605	0.557	0.547	0.570	24,933,400
宇 和 島 市	0.331	0.334	0.333	0.333	9,451,378
八 幡 浜 市	0.349	0.353	0.347	0.350	4,223,510
新 居 浜 市	0.746	0.747	0.780	0.758	20,719,426
西 条 市	0.718	0.693	0.696	0.702	17,953,147
大 洲 市	0.357	0.361	0.360	0.359	5,761,862
伊 予 市	0.427	0.429	0.422	0.426	4,611,550
四 国 中 央 市	0.795	0.764	0.761	0.773	16,664,701
西 予 市	0.242	0.242	0.244	0.243	4,131,004
東 温 市	0.507	0.500	0.527	0.511	5,036,212
市 計					192,175,416
上 島 町	0.198	0.173	0.164	0.178	749,266
久 万 高 原 町	0.173	0.177	0.175	0.175	1,151,742
松 前 町	0.738	0.744	0.777	0.753	5,017,889
砥 部 町	0.449	0.462	0.455	0.455	2,474,097
内 子 町	0.264	0.264	0.263	0.264	1,919,804
伊 方 町	0.521	0.497	0.528	0.515	3,052,584
松 野 町	0.159	0.167	0.170	0.165	388,567
鬼 北 町	0.212	0.218	0.223	0.218	1,146,392
愛 南 町	0.229	0.227	0.222	0.226	2,334,114
町 計					18,234,455
県 計					210,409,871

普 通 交 付 税

(単位：千円)

区 分 団 体 名	基準財政需要額	基準財政収入額	財 源 不 足 額	普通交付税決定額	臨時財政対策債 発 行 可 能 額
松 山 市	81,202,856	61,194,753	20,008,103	19,941,301	7,344,769
今 治 市	38,801,400	19,363,381	19,438,019	19,406,100	2,675,760
宇 和 島 市	23,425,952	7,457,137	15,968,815	15,949,544	1,210,225
八 幡 浜 市	9,929,962	3,342,615	6,587,347	6,579,178	523,865
新 居 浜 市	20,982,080	16,152,763	4,829,317	4,812,056	1,643,141
西 条 市	21,238,057	14,004,558	7,233,499	7,216,027	1,706,760
大 洲 市	13,372,474	4,584,542	8,787,932	8,776,931	681,357
伊 予 市	9,344,407	3,611,797	5,732,610	5,724,922	548,399
四 国 中 央 市	18,000,271	12,963,858	5,036,413	5,021,605	1,531,739
西 予 市	14,569,544	3,306,418	11,263,126	11,251,140	629,473
東 温 市	7,731,316	3,928,730	3,802,586	3,796,226	461,350
市 計	258,598,319	149,910,552	108,687,767	108,475,030	18,956,838
上 島 町	3,867,394	595,103	3,272,291	3,269,109	163,267
久 万 高 原 町	5,645,499	912,298	4,733,201	4,728,557	223,590
松 前 町	5,036,150	3,906,567	1,129,583	1,125,440	393,638
砥 部 町	4,414,905	1,965,711	2,449,194	2,445,562	275,901
内 子 町	6,256,528	1,531,967	4,724,561	4,719,414	276,250
伊 方 町	4,926,596	2,344,993	2,581,603	2,577,550	245,172
松 野 町	1,862,460	316,139	1,546,321	1,544,789	76,125
鬼 北 町	4,225,673	914,190	3,311,483	3,308,007	182,244
愛 南 町	9,240,007	1,867,457	7,372,550	7,364,949	389,109
町 計	45,475,212	14,354,425	31,120,787	31,083,377	2,225,296
県 計	304,073,531	164,264,977	139,808,554	139,558,407	21,182,134

(注) 1 基準財政需要額及び基準財政収入額は、錯誤措置後のものである。
2 28年度の調整率は、0.000822655である。

県町村議会連合会

岡井松前町議長
松田鬼北町議長



前砥部町議長の送別会が行われた。

県町村監査委員協議会

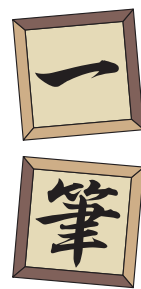
今回の研修会は、徳島県と高知県が開催している合同研修会に、香川と本県が加わり、はじめて四国全体での研修会としたもので、今後、四国全体の研修会とするために試験的に開催されたもので、参加者は四国全体で173名を数え盛大に開催された。

研修会はず、地元の徳島県町村
監査委員協議会の中川会長が開会の
挨拶を述べたのち、ただちに研修に
入り、本県砥部町代表監査委員の影
浦浩二氏を講師に、「法律的背景と監
査委員のあるべき姿」と題して、①
法理的背景と監査委員のあるべき姿
②有効かつ効率的な監査のために、
③（補）住民監査請求の３点について、
約３時間の講演を聴講した。

最後に、高知県町村等監査委員協
議会的小林会長の閉会挨拶があり、
午後５時１５分研修会を終えた。

1 開 会 14:00
2 挨 拶 徳島県町村監査委員協議会
会長 中川 富量
3 研 修
「法理的背景と監査委員のあるべき姿」
14:05～17:15
Ⅰ. 法理的背景と監査委員のあるべき姿
Ⅱ. 有効かつ効率的な監査のために
(補) 住民監査請求について
公認会計士・税理士
砥部町代表監査委員
影浦 浩二(かげうら こうじ)氏
4 閉会挨拶 高知県町村等監査委員協議会
会長 小林 正章
5 交流会 17:30～19:30





ポケモンに思う

今年の梅雨、『降って欲しい!』と願う首都圏の水がめ地方への降雨だけは少雨、雨雲が避けて明けてしまった。

今後、水がめ周辺への降雨を期待したいが、この7月の九州から北海道における集中豪雨・降雨量は半端でなく、まさに自然の脅威そのものであった。使い過ぎの言葉であるが、これも「異常気象」の時代に入っている一つの証なのかも知れない。

7月22日、「ポケモンGO」が日本列島でも運用開始された。アメリカなど配信先進国と同様にゲームプレーを楽しむ者、迷惑と感ずる者。事故や事件を誘発し早速物議を醸し出している。このポケモンゲームは、科学の進歩が遊びの世界に役から出て現したものである。男女を問わず特に多くの若者達が、深夜など時間や場所に関係なく無秩序に、しかも大勢が一心不乱にスマホにかじりつく光景は、異様にしか見えてならない。

ただこの種の流行は一時的なもので、何れは「ポケモンGO」も早々と消えるか、形も変わるであろうが、今プレーに逸る大人は、一歩下がってその後ろなり光景を見てみては如何なものであろう。公園等広場は良しとしても、自動車・自転車・バイク運転中、歩行中のプレー、電車ホームでの使用

(遊び)は困りものである。

今日、経済がグローバルに低迷し、少子化を危惧する日本にあっても6人に1人の子供が貧困に見舞われている現実。地球規模での格差・環境・難民問題、地域紛争、所を選ばないテロ多発など複雑・混沌とした社会環境にあることも現実。列島では、「ポケモンGO」現象が一時期でふろうとも現下の生活環境「平和」の中から生まれ、広がり確保されたものであるとすれば喜ばしい社会現象と捉えるべきであらう。厭世的な気分からの流行では決してなく異なるものと想いたい。

ただプレー中に発生した事故、事件は、全て「自己責任」として対応する前提条件を各人が意識すべきである。さらに公共の不利益に繋がるポケモンの配信については、心して場所設定するよう運用関係者の倫理と決断を強く望みたい。

さて、今日、時と場所を忘れさせ「スマホ」に夢中にさせる一見平和な社会にあるが、一方では専門家さえ理解出来ない事件が数多く発生する現実がある。この事は何か現社会に欠陥があるはず。例えば相模原市の殺傷事件は希に見る事件、加害者の自己中心的な所行である。ならば今一度、自己中心(主義・主張)を形成する幼少期に、相手の気持ち解る教えを徹底してはと想うが…。

(T)

「厭世家とは、どんな人間だか知っているか、それは全ての人間が彼自身と同様にいやらしいと考え、そのために彼らを憎む人間である」

(シヨウ 英国の作家)

7月の会と催し

- ▽1日 全国町村会介護保険制度の実態調査及び介護保険制度に関する意見交換、都道府県市町村振興協会事務局長会議及び宝くじの活性化に係る意見交換会
- ▽4日 内外情勢調査会松山支部懇談会、平成28年度愛媛県町村監査委員協議会研修会(徳島県・高知県合同研修会に参加)
- ▽6日 全国山村振興連盟理事会、全国町村協議会議長会連絡調整会議、全国町村監査委員協議会幹事会
- ▽7日 宝くじ幸運の女神来局、平成28年度全国交通安全共済組合職員研修会、平成28年度松山空港利用促進協議会総会、全国町村会政務調査会行政委員会、全国町村会理事会・都道府県会長会
- ▽8日 平成28年度労働安全衛生業務担当者研修会
- ▽9日 第5回愛媛県地域医療支援センター運営委員会
- ▽11日 給与実務研修会、愛媛県交通安全対策会議幹事会、サマージャンボ宝くじPRし市町訪問(公治市)
- ▽12日 サマージャンボ宝くじPR市町訪問(松山市)
- ▽13日 愛媛県スポーツ振興会平成28年度第1回理事会、愛媛県町村協議会議長会第2回全員協議会
- ▽14日 自治労愛媛県本部からの要望、平成28年度町村協議会広報クリニク
- ▽15日 平成29年度建物災害共済事業の共済基金分担金規律の改定について訪問説明(東温市)
- ▽19日 西日本地区町村協議会議長会協議会
- ▽20日 全国町村協議会議長会都道府県会長会、(二財)全国町村議員会館臨時評議員会、平成29年度建物

災害共済事業の共済基金分担金規律の改定について訪問説明(西予市)

- ▽22日 面接試験技法研修会
- ▽24日 第22回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
- ▽26日 平成28年度町(市)職員法制執務研修会
- ▽29日 愛媛県市町総合事務組合会計監査、平成28年度第1回町議会議員研修会
- ▽31日 第29回愛媛県消防操法大会

編集後記

上の一筆にもあるように、関東地方が渇水に陥る一方、日本各地では集中豪雨と土砂災害が発生し、多くの犠牲者や多大の被害がでました。こうした自然災害を防ぐことはできませんが、大切な命や財産を守るため、私たちは常に備えなければなりません。

夏は暑いに決まっていますが、それにしても暑い。そんな中、子ども達は夏休みです。夏休みと言えばラジオ体操。今は、毎朝ではないようですが、子ども達は元気いっぱいに駆けています。昔、小疲れを知らない子どものように「う」といった唄の歌詞があつたけど、まさにそう。見ているだけで元気をもらえます。

それに比べて、中年と呼ばれて久しい僕には、この暑さは殊更こたえています。こんな時は、お風呂とお酒にかぎります。お酒を飲むのに3つのタイミングがあるそうです。「うれいとき」「悲しいとき」「その他すべてのとき」(by阿刀田高さん)。

もちろん僕の場合は3番目です。



運も脂も
のってる
季節

今年も
おいしい
秋が
来る!

1等・前後賞
合わせて
5億円

9月26日月発売開始!

2016年新市町村振興宝くじ

オータムジャンボ宝くじ

●1等・前後賞合わせて5億円(1等3億円、前後賞各1億円)
●発売期間 9月26日(月)～10月14日(金) ●抽せん日 10月21日(金)
この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

1枚300円

(公財)愛媛県市町振興協会